

選挙管理委員会会議録

- 1 会議開会日時 令和2年12月24日 午後2時07分
- 2 開催場所 名古屋市選挙管理委員会委員室
- 3 出席者 委員長 堀場 章
委員長代理 佐橋 典一
委員 西尾 たか子
委員 加藤 倫子
- 4 出席書記 書記長 眞野 隆久 始め 5名
- 5 議事の経過 別紙記載のとおり
- 6 会議閉会時刻 午後3時00分

上記のとおり会議の次第に相違がないと確認し署名する。

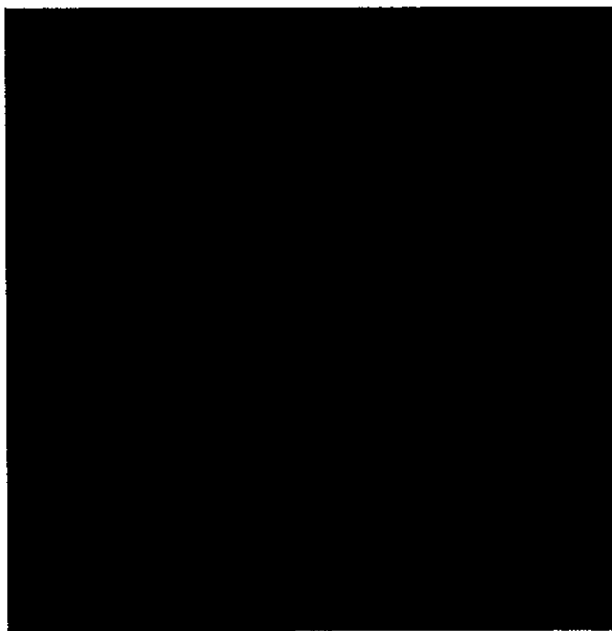
令和3年 1 月 21 日

(署名) 委員長

委員長代理

委員

委員



1 協議

愛知県知事解職請求に関する署名簿の調査について

【資料 1】

※ 次長より、愛知県知事解職請求に関する署名簿の調査について説明がなされ、本市の方針として調査を実施することとし、署名簿については県の指示があるまで返付しないことと決定された。

なお、次のような質疑がなされた。

：他の市町村は、選管を開いてやっているのか。
；県の依頼文の注意書きの中には、選管を開いて決定してくださいという文言が入っていますが、他の市町村に確認したところ、

：少なくとも調査結果を出すに当たっては、選管を開催して、選管に諮って出すと思います。選管は実施主体になりますので、何か起きたときに訴えられるのも県ではなく実施した選管ということになってしまいます。県はあくまでも依頼しているだけで責任を負うのは市町村の選管になります。
：8割方おかしいという話が出ている。

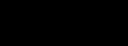
：事前に県の方から法定の審査期間じゃないから見られないと思うが、どんな感じか確認したようですね。
：8割方もそうだったらやっぱり調べないとは言い難い。
：請求代表者が全市町村を回られて自分の目で確認されたようです。8割というのはそういう方が自分の足で調査された結果がそのようだとおっしゃっています。証拠保全の観点からということで区にも署名簿を返さないようにという要望書を全区に提出しています。

：本会議で私が答弁している。その時には県の指示について検討のうえ対応するという事になっている。
：県から何を言われるかを確認したうえで、検討して対応しますと本会議でおっしゃっていました。
：そういう答弁をしているから、県はやってくださいと言ってきているので、それに準じないといけなのでは。
：違法な指示でない限りは従わざるを得ないのかなと。
：だれが責任をとってくれるのかというのが一番気になる場所ですが。
：訴訟になって、例えばどこかの選管が訴えられたら、県は自分が指示をしたので、一緒になって法的な面については対応させていただきますという言葉はいただいています。ただ、少なくともそれぞれの選管の責任においてやらなければいけないというのは間違いありません。
：今日の選挙管理委員会が答えを出さないと、個々に各区の選管でやることを決めるということになるという話もあるが、それは少し違うだろうと思う。ここで決まったことをおろしていくわけだから。
：区選管にとっては市全体で決まったこととならないと、区によって統一が取れないので。
：名古屋市選管があつて区に任せたら県よりもひどい。
：名古屋市がやらないと言ったら、他の市町村が全部やるのになんてかという話になる。
：そういう図式になってきている。
：県がお願いしますと言って、それを受けて調査をやって、責任は自分たちでとれということだ。
：最終的な責任はそれぞれの選管となります。
：例えばやるとしても、署名簿の返還はいつであったか。
：1月5日です。
：それまでに全部調査を終えるということか。
：いや、返さないです。調査が終わるまでというか、県の指示では、証拠保全のために告発を視野にしているのだから、県が良いというまでは返すなということになっています。
：警察当局と協議中のため、県からの指示があるまでは請求代表者からの署名簿の返付には応じず、厳重に保管することとされ

ています。

- : 返せ、返せないという問題がでるかもしれない。
- : 1月5日になって、区に返せと押し寄せていく人があるかもしれません。その時は、県からの指示により返せませんと答えるしかありません。国が言っているのは県に聞いてくださいということなので、県に聞くしかない。県は返すなと言っている訳なので、県の指示に従わざるを得ない。
- : もめそうですね。新聞でも不正、不正と書かれていますので、早く返せという話がでるかなと。

- : どちらにしてもたたかれる可能性はある。後は市選管がどうするかということ。名古屋市だけ違う方向性というのは難しいと思うが、県選管が要請した後何かあった時のもたれが弱い気がする。要請しておいて受けた方が何か言われた時に、法的なお手伝いはしますよということではなく前面に出てきてくれないうと。県選管がやるという決定をして強いお願いをしたと。そういうことはあってもいいと思う。
- : そうですね。例えば、訴訟リスクがあることから何かあった時は県選管が全面的にバックアップされたいみたいなことをお願いするという。
- : バックアップというより前面に出て県選管がこういうことをするんだと。県選管が決めて、こういう要請が来てそれを受けるとのことなので。自分たちが疑義があると言って自主的にやりだしている話ではないので。
- : そうなのは県に申し入れというかお願いするということはやった方がいいかもしれません。
- : 本来は言い出したところが責任の所在を持って行動していかないと。

- : さっき  がおっしゃっていたとおり、責任の所在がはっきりとしないなという感じはする。やっぱり所在は県選管がやるということで動くということがはっきりとしていない。
- : 些末なことかもしれませんが、個人情報の開示請求をされて出せるものですか。書いていないのに自分の名前があったと報告を受けた人があると書いてある。

- : 個人情報の確認はできます。確認をしてあった場合は自分の名前のところだけを見られるのが開示請求ですが、書いた覚えがないのに出てきたということを行っている。
- : でもそれを見ている訳ではないですね。
- : ご本人が自分の名前を確認し、あれば報告を受ける。
- : ただそれは、書いた人があることを確認している場合もありますし、書いてないのに書いてあることを確認している場合もあります。それをやったからと言って一概に不正かどうかは判然としないです。ただ、明らかに書いていない人が自分の名前はないかと言って、あったらそれは勝手に書かれたということはわかりますが。それは開示請求をした人でないと意図が分からないものですから、こちらで調べた通知をもってそれがすべて不正かどうかは言えないです。
- : いずれにしても一番大変なのは区選管である。これは市選管として区選管を守ってあげることもしっかり考えてあげないといけない。個々にやられたら区選管も大変なことになってしまうので。
- : もし、どこかの区が単体で訴えられても当然市選管と一緒に戦うというのは間違いないことです。そこへ県選管も持ち込んで三位一体でやっていきたい。
- : それは県から名古屋市選管に依頼がきている訳なので、市が決めなければならない。
- : 県は調べたいから、やり始めたら色々なことが絶対起こると思う。個人情報のことについてなど。そういうこまごまとしたことまできちんとされておらず、曖昧な感じを受ける。その曖昧とした真ん中に、県選管がきちんと責任を持ってというものが入っていないと心配である。
- : 要するに名簿を出せられないのは個人情報ということだから。個人情報の決まりというか法律はどうなっているのか。
- : 法律にないことをやろうとしていることはたしかですが、法律にないからと言ってやってはいけないかという点、そこまでは言えないので、今回は微妙なところにあると思います。
- : 曖昧な感じがする。
- : 法に基づいて違法か適法かということで明らかになれば悩まずに心配せずにやれるのですが。
- : 本会議で質問してきた流れの中で、最終的にはこの署名の調査については法律の定めがない。だからそれをさせようとする思いもあるのではないかと思う。各市町村がやるのに名古屋市だけが反対しているという訳にはいけないと思っている。
- : 訴訟になった時にそれぞれが勝手にやっていたら、主張がばらばらだと県が立ってられないので、県はこういう訴えがなされた時は県の統一的な見解を元にこう答えるとしてもらわないと混乱すると思います。万が一そういうことがあれば県の統一的な見解を求めて、県はどのような対応をするということをきちんと決めていただかないと。それくらいの覚悟で県も思っていると思いますし、我々も求めていくというつもりです。区だ

けほかっておくということは絶対にさせないという思いがあります。だからこそ16区選管まとめてどちらかしかないと考えています。

: これはリコールが成立するかしないかという議論ではない。

86万票のボーダーラインを超えたらそこでチェックするならわかる。しかし43万票しかないのだからそれで入り口で終わりであったのだが、やってきた人たちが、署名していないのに載っているとかいろいろな話が出てきている。そのような中でこれをはっきりしろと、次の段階で法律のことも含めてやろうとしているのではなかろうかと思っている。

: 県の選管に求めるときは事務局から出すことになるのか。

: 選管から出すことになると思います。どのような文面にするかまたお諮りさせていただきますが、出すのであれば法的リスクであるとかそのようなことがあれば県選管として主体的に対応していただきたい、責任を持って対応していただきたいといった内容になると思います。

: 主体性がこちらにあるのかと言われるのもどうかと思う。そこまで言うのであれば名古屋市選管として正しい方向だと思ったらそれをしなさいと言われかねないとなるのもどうかと。要望して責任の所在がどこにあるのかははっきりとさせておくのか、どちらが正しいのか。

: 県がこれだけ腹をくくってやってきているのだから、自分は従っていくべきかと思っている。

: 今日、私も県選管の職員と電話をしております、そのようなことになった時は県としても法的な面でのサポートはしっかりとさせてもらいますという言葉はいただいております。

: いずれにしても名古屋市が依頼に対して調査を受けるかどうかという話で、法的整理としてはそのような形になりますので、県が責任者となってという話は法的には無理だとすると、例えば裁判が起こった時には、県の主張を元に戦うしかない、そういう形になるので、何かあったら県が答えを作って下さい、県として対応してくださいとならざるを得ないと思います。国も言っているように全部県に聞いてということなので、県に聞くしかないです。それでは要望書でなくても実際何かあった時でも良いですか。

: それは、堀場委員長にやった方がいいのかやらない方がいいのかはよく相談してほしい。委員長名で出すので、ここまでだったら責任は取ってくれるような感じの、要望にお応えしたけれどもこういうことはきちんと県選管として責任をとっていただけるんですよと言ったような。

: 事務局で一度つめておくように。

: わかりました。

: 委員長に見ていただいて。

: ご意見を踏まえまして、委員長と相談して、出すとしたらこういう文面だと委員長にお諮りしたうえで対応させていただきます。

2 その他

次回委員会 令和3年1月7日(木)午前10時00分 ○



選挙管理委員会日程

日時 令和2年12月24日(木)
午後2時00分
場所 委員会室

1 協議

愛知県知事解職請求に関する署名簿の調査について

【資料 1】

2 その他

次回委員会 令和3年1月7日(木) 午前10時00分

愛知県知事解職請求に関する署名簿の調査について

1 県選挙管理委員会による依頼

別紙1のとおり

(概要)

知事解職請求に関し、各区選挙管理委員会に仮提出されて保管中の署名簿について、県選挙管理委員会から「有効とは認められないと判断する署名」の数を調査するよう依頼があったもの。

2 調査の必要性

別紙2のとおり

3 総務省の見解

別紙3のとおり

4 弁護士の見解

別紙4のとおり

5 協議事項

県による依頼に係る本市の方針について

(1) 調査の実施の有無

(2) 本提出がないまま本提出期限が経過した場合の署名簿の取扱い

6 今後の予定(案)

本日	・市の方針を決定
方針決定後 速やかに	・市の方針を各区選挙管理委員会に通知 ・(調査を実施することとした場合) 予算要求に着手
12月25日(金) 又は 12月28日(月)	・各区で選挙管理委員会を開催(各区における取扱いを市の方針に沿って決定)
1月4日(月)	・本提出期限

調査の必要性

- 愛知県選挙管理委員会は、いくつかの市町村選挙管理委員会から、署名数の点検の際に疑義のある署名が多く見受けられた旨の報告を受けている。
- 愛知県選挙管理委員会に、「仮提出された署名数に疑義があり、署名の審査は行わないのか」といった声が寄せられている。
- いくつかの市町村に対して自己情報開示請求が行われており、自身が書いた覚えのない署名があったとの情報が、愛知県選挙管理委員会に寄せられている。
- 請求代表者の一部の方が、不正な署名が多数存在すると記者会見している。
- 請求代表者の一部の方から、証拠保全の立場で署名の慎重な取り扱いを要望する旨の文書が、全区選挙管理委員会に提出されている。
- 組織的・意図的に署名が偽造されているようなことが行われているものであるとすれば、直接請求制度の信頼性を揺るがすことにつながりかねないという理由で、調査を実施するべきだという強い声が、市選挙管理委員会に寄せられている。

総務省の見解

1 調査の実施の可否について

【照会】

県選挙管理委員会から別添のとおり「有効とは認められないと判断する署名」の数等を調査するよう依頼があったが、法定の審査期間に至っていない中、本件調査を実施することは適切か。

【回答】

総務省としては、県選挙管理委員会による調査依頼の趣旨・目的を把握していないため、回答は差し控える。

一般的には、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定により県選挙管理委員会から市選挙管理委員会に対して資料の提出要求が可能である。

提出要求は、市選挙管理委員会の事務の適正な処理に関する情報を提供するためになされるものであり、求める趣旨に照らして必要最小限である必要があるが、趣旨や必要最小限であるかは県選挙管理委員会が判断する。

2 調査を実施することとした場合の課題について

【照会】

県選挙管理委員会からの依頼には、署名簿について「県からの指示があるまでは請求代表者からの署名簿の返付には応じず、厳重に保管すること。」とあるが、本提出期限が経過した日以降（1月5日以降）、すでに交付している署名簿受領書を持参した者から署名簿の返付の求めがあった場合、区選挙管理委員会からその者に署名簿を返付することは適当か。

【回答】

総務省としては、県による依頼の趣旨・目的を把握していないため、回答は差し控える。

一般的には、本提出に至らない場合は返付するのが通常であるが、県が返付しないこととしている趣旨は、県に確認された
い。

弁護士の見解

1 弁護士A

- 法定の審査期間に至っていない中、署名の有効性について調査を実施する根拠や実施させる根拠はない。目的外で根拠のないものについて個人情報を利用することはできない。
- 署名された本人に確認をすることなく単に主観のみで同一筆跡かを判断することはできないので、調査を実施したとしても、告発するにあたっての前提となる調査とはなっていない。
- 法的安全性を考えれば調査を実施しないにこしたことはない。
- 署名者から損害賠償請求を起こされることはあり得る。

【県依頼文受領後に再照会】

- 署名の有効性に関する調査を行うことも、地方自治法との関係では、違法とまではいえない。
- 調査の目的が「今回の署名活動が適正に行われていたかどうかを確認するため」ということであるとすると、目的外利用とは必ずしもいえない(もっとも、目的外利用と解釈する余地もないではない)。
- 本提出期限以降に返付をしないことは、返付義務の履行を怠っているということにならざるを得ないように思われる。
- ただ、そのことについて、何らか返付請求権者が損害賠償を求め得るかということになると、少なくとも経済的な損害の発生を主張することは困難のように思われ、精神的な損害をいうにしてもなかなか難しいのではないか。

2 弁護士B

- 法定の審査期間に至っていない段階で調査することは問題がある。制度改正の要望に向けた状況把握のためであっても、それは直接請求と関連しないから、そのような目的で調査することはできない。調査するには、個別の法令による授権が必要。
- 第2号法定受託事務であっても、県の事務が市の事務になったと観念されるものではなく、県の関与に法令上の根拠が必要。
- 個人情報保護条例により、目的外に個人情報を利用することはできない。県からの調査の依頼があったとしても、個人情報を保有する名古屋市に管理責任がある。法定受託事務としての法令上の事務でなければ、慎重に取り扱う必要がある。
- 住民監査請求や住民訴訟を起こされることはあり得る。

【県依頼文受領後に再照会】

- 調査を実施することが違法とまで言い切れるかについては、疑問を挟む余地がある。
- 個人情報保護条例上、果たして目的外使用といえるかは疑問を挟む余地がある。

参照条文

○地方自治法

第74条の2 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

第82条 (略)

2 ……(略)……第74条の2から第74条の4までの規定は前項の規定による請求者の署名について……(略)……準用する。

○名古屋市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報(特定個人情報を除く。)を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。
- (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により、公にされているとき。
- (4) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。
- (5) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊

急かつやむを得ないと認められるとき。

- (6) 法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (7) 個人情報の提供を受ける実施機関が、法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (8) 個人情報の提供を受ける国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)又は指定管理者が、法令又は条例で定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を使用する場合であって、当該個人情報を使用することについてやむを得ない理由があるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 (略)